

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	安全帯の譲渡等の制限等に関する規制の見直し
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	労働基準局安全衛生部安全課
評価実施時期	平成30年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>【規制の目的、内容及び規制の必要性】</p> <p>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第42条においては、政令で定める機械等は、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないこととしている。また、同条に基づき、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第13条第3項各第28号において、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ譲渡し、貸与し、又は設置することができない機械等として安全帯を定めている。</p> <p>安全帯には一本つりのものとU字つりのものが存在するところ、今般、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等を予定しているが、これにより安全帯を使用しなければならない場面でU字つりの安全帯を単独で使用することができなくなるため、U字つりの安全帯を譲渡し、貸与し、又は設置する際の規制をかけておく必要がなくなることから、法第42条に基づき厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ譲渡し、貸与し、又は設置することができない機械等から、U字つりの安全帯を除くこととする。(以下「本規制」という。)</p>

<p>直接的な費用の把握</p>	<p>【遵守費用】 本規制により、新たに負担する費用はない。</p> <p>【行政費用】 国において、本規制に伴う費用、人員等の増減はない。</p> <p>【その他の社会的費用】 特になし。</p>
<p>直接的な効果(便益)の把握</p>	<p>【労働者への便益】 特になし(ただし、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等により、労働者の墜落による危険の防止をさらに進めることができる。)</p> <p>【事業者への便益】 安全帯の製造業者等がU字つりの安全帯を厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものとするために負担する分の費用が軽減される。</p> <p>【国民全体への便益】 安全帯の製造業者等の負担の軽減が図られる。(法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等により、労働者の安全確保が図られる。)</p>
<p>副次的な影響及び波及的な影響の把握</p>	<p>特になし。</p>
<p>費用と効果(便益)の把握</p>	<p>本規制の便益は、安全帯の製造業者等がU字つりの安全帯を厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものとするために負担する分の費用の軽減に資することである。(なお、法に基づく関係省令・告示を改正し、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等により、労働者の墜落による危険の防止をさらに進めることができる。)</p> <p>費用については、安全帯の製造業者等がU字つりの安全帯に厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備させるために要する費用の分が軽減される。</p>

<p>代替案との比較</p>	<p>代替案(U字つりの安全帯に係る厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の基準を緩和する)では、安全帯を使用しなければならない場面でU字つりの安全帯を単独で使用することができなくなるにもかかわらず、U字つりの安全帯を譲渡し、貸与し、又は設置する際に一定の規格又は安全装置を具備しなければならないという規制をかけておくことには変わりはなく、安全帯の製造業者等に不要な負担を強いることになる。 したがって安全帯の製造業者等に不要な負担を課さないようにするため、代替案でなく、本規制案を採用すべきである。</p>
<p>その他の関連事項</p>	<p>「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会」(厚生労働省労働基準局安全衛生部長参集)の報告書(平成29年6月13日)においても、今後、労働安全衛生法体系において労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯は一本つりとすべきなど、安全帯に係る規制の見直しを行うべきであることが提言されている。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>労働者の墜落による危険を防止する観点から、安全帯に係る規制を行う必要性が発生した場合等に見直しを行う。</p>